

事務組合からのお願い

貴院での労働保険に係る事務手続きは、当協会事務組合にて行います。
下記事項に該当する場合、その他の労働保険事務手続きで不明な点がございましたら
当協会事務組合へご連絡下さい。

1. 従業員(被保険者)について

※別紙の事務連絡票にてご連絡下さい。

- 入社したとき
- 退職したとき
- 氏名が変わったとき
- 被保険者証をなくしたとき
- 育児休業を取得するとき
- 介護休業を取得するとき
- 高年齢雇用継続を取得するとき

2. 事業主・事業所について

- 事業所の所在地、名称に変更があったとき
- 事業主の氏名、事業の種類に変更があったとき
- 事業を廃止・休止したとき

3. 事業主の労災保険加入について(特別加入)

4. 労働保険料の納付について(年度更新)

※一部事務組合ではできない手続きもございます。

特別加入制度とメリット

(事務組合加入の委託事業主のみが第1種特別加入中小事業主となれます。)

1. 特別加入制度とは (事務組合委託事業主であることが加入要件です)

通常、労災保険とは事業に使用される「労働者」の保護を目的とする制度ですが、中小企業の事業主、自営業者、家族従事者の中には労働者と同様な作業をしており作業の実態や災害の発生状況から見て、労働者に準じて保護するにふさわしい者がいます。そこでこれらの者に対しても制度本来の建前を損なわない範囲で特別に任意に加入することを認め、一定の要件を満たす災害について保険給付を行うこととしています。これを労災保険の特別加入制度といいます。

2. 特別加入の対象者 メリット①

事務組合に労働保険事務の委託をおこなう中小事業主、法人の代表者・役員、中小事業主の家族で当該事業に従事している人(包括加入制度)等、本来、労災保険の恩恵を受けられない方々が対象です。

3. 特別加入の手厚い補償範囲 メリット②

特別加入者も、一般労働者と同様、療養・休業・障害・死亡などの場合に労災保険より手厚い給付を受けることができます。(天災事変も一部補償の対象となります)

4. 特別加入の安い保険料 メリット③

保険料は、特別加入者が補償金額を選択し(給付基礎日額3500円～25,000円の15段階)、その額に応じ、年間の労働保険料が決まります。保険料は、民間保険会社の保険商品に比べ、かなり安く、手厚い補償内容です。

(保険料は月額にして約320円～2300円)

また、特別加入にかかる保険料は労働保険料として全額経費扱いできます。

5. 事務組合委託事業主 メリット④

特別加入制度を利用することにより、万が一の業務中の災害につき、事業主並びに当該業務に従事する家族が、労災保険の手厚い補償給付(療養の給付・休業の給付等)を受けることが可能となります。当事務組合に加入されている委託事業主におかれましては、すでに加入要件を満たされておられますので、ぜひこの機会にご加入されることをお勧めいたします。